からだの保険

(スーパーガードプラン) 傷害総合保険



傷害総合保険

「スーパーガードプラン」は

日常生活のさまざまな事故を24時間 国内・国外問わずしっかり補償します。



保険金の種類

死亡保険金

後遺障害保険金

入院保険金

日帰り入院から1,000日まで補償 します。

手術保険金

入院保険金日額の5倍または10倍 を補償します。

通院保険金

1日目の通院から補償します。

介護保険金

事故発生日から181日目以降の要介 護期間に対して終身補償します。

被害事故補償保険金

被害事故により、死亡されたり重度 後遺障害が生じた場合に手厚く補償 します。

お支払いの対象となるケガ

基本補償









レジャー中の ケガ

仕事中の ケガ

家庭内での ケガ

旅行中の ケガ



よるケガ







乗客として駅構内 にいる間のケガ

など

※個人向けプラン、ご家族向けプランでは**300**などの交通傷害に限定した ご契約もできます。

よって受けたケガ

選べるオプション

お客さまのニーズに合わせた3つのプラン

個人向けプラン



ご家族向けプラン

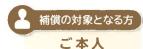


お子さま向けプラン



P4A

個人向けプラン



充実したケガの補償と選べるオプション。

基本補償

こんなときに補償します。

- 1 レジャー中のケガ
- 2 仕事中のケガ
- 3 家庭内でのケガ
- △旅行中のケガ
- ⑤ 交通事故によるケガ
- ⑥乗物の事故によって 受けたケガ
- ⑦ 乗客として駅構内に いる間のケガ

など

※567などの交通傷害に限定したご契約 もできます。

選べるオプション

こんなときに補償します。



個人賠償責任危険 補償特約

- ●自転車で通行人にケガを させてしまった。
- ●買い物中、誤って商品を壊し てしまった。



ホールインワン・ アルバトロス費用 慣特約

●ホールインワンを達成し お祝い費用を支出した。



携行品損害補償特約

- ●バッグが置き引きにあって しまった。^(注)
- ●プレー中にゴルフクラブ を折ってしまった。 など (注)置き忘れは補償されません。



天災危険補償特約

●地震で避難する時に、 ケガをしてしまった。

特定感染症危険補償特約

個人向けプランの保険料例

(保険期間:1年)

		基本+個人賠償	基本+個人賠償	天災補償	ゴルファー向け	交通傷害限定
		A31	A32	C32	A62	A52
	死亡・後遺障害	500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
傷	入院日額	1,500円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
- 1	通院日額	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
害	介護保険金	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円
	被害事故補償	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
個人	賠償(自己負担額0円)	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
その他特約					携行品 20万円 ホールインワン 50万円	
職種	級別 A級 月払保険料	1,210円	2,190円	2,430円	2,900円	950円
職種	級別 B級 月払保険料	1,570円	2,930円	3,160円	3,640円	950円

※上記プランは一例です。詳細は取扱代理店または弊社までご照会ください。 ※職種級別については裏表紙をご参照ください。



ご家族向けプラン

補償の対象となる方

ご本人・配偶者・ その他のご親族

充実した補償で ご家族のみなさまの安心をお約束。

基本補償

こんなときに補償します。

- €のレジャー中のケガ
- ②仕事中のケガ
- ⑤家庭内でのケガ
- ◎旅行中のケガ
- 5 交通事故によるケガ
- 動乗物の事故によって受けたケガ
- **▽**乗客として駅構内に
 いる間のケガ など
- ※ 5 6 ⑦ などの交通傷害に限定したご契約 もできます。

補償の対象となる方(被保険者)の範囲

被保険者	ご本人(注1)	配偶者(注2)	その他の ご親族 ^(注3)
ご家族全員			•
ご夫婦のみ		•	
ご本人とご親族 (配偶者除く)	•		•

- (注1)保険証券の本人欄記載の方をいいます。
- (注2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 方を含みます。
- (注3) ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族および別居の 未婚のお子さま(下宿されている学生など)をいいます。ご親族とは、 ご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
- ※上記の続柄は傷害、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

ご家族向けプランの保険料例

選べるオプション

こんなときに補償します。



個人賠償責任危険 補償特約

- ●買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- 自転車で通行人にケガを させてしまった。 など

携行品損害補償特約

●カメラを落として壊してしまった。



ホールインワン・ アルバトロス費用 補償特約

●ホールインワンを達成し、 お祝い費用を支出した。など



天災危険補償特約

●地震でタンスが倒れてき、 てケガをしてしまった。

な

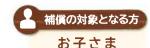
特定感染症危険補償特約

(保険期間:1年)

		基本+個人賠償 A12		基本(夫婦)+個人賠償 A22		交通傷害限定 A52				
										被保制
	死亡・	後遺障害	1,000万円	750万円	500万円	1,000万円	750万円	1,000万円	750万円	500万円
傷	入院	記日額	3,000円	2,500円	1,500円	3,000円	2,500円	3,000円	2,500円	1,500円
	通	記日額	2,000円	1,500円	1,000円	2,000円	1,500円	2,000円	1,500円	1,000円
害	介護	保険金		120万円		12	0万円	*	120万円	
	被害事	萨故補償	3,000万円		3,000万円		3,000万円			
個人賠償(自己負担額0円)		3,000万円		3,000万円		3,000万円				
職種級別 A級 月払保険料		5,800円		3,670円		1,950円				
職種級別 B級 月払保険料		6,540円		4,410円		1,950円				

※上記プランは一例です。詳細は取扱代理店または弊社までご照会ください。 ※職種級別については裏表紙をご参照ください。

お子さま向けプラン





お子さまの笑顔を守るため、 ケガの補償に加え、扶養者に万一の ことがあった場合の育英費用も補償。

基本補償

こんなときに補償します。

- **①**レジャー中のケガ
- ②幼稚園、学校などでのケガ
- 3家庭内でのケガ
- △旅行中のケガ
- ⑤交通事故によるケガ
- ⑥乗物の事故によって受けたケガ
- **⑦乗客として駅構内にいる間のケガ**

など

扶養者の方に万一のことがあった場合、次の費用を補償します。

- ①育英費用
- ②学業費用(学資費用·進学費用)
- ※①、②のいずれか一方のみのご契約もできます。

補償の対象とすることができるお子さまの範囲

次のいずれかのお子さまを補償の対象とすることができます。

- 1保険期間の末日において満23歳未満の方
- ②学校教育法に定める次の学校の学生および生徒(入学手続を終えた方を 含みます。)
- 大学(大学院および短期大学を含みます。)の学生 高等学校(中等教育学校の後期課程の学生および高等専門学校の学生を含みます。)の生徒 特別支援学校の高等部の生徒 ●専修学校および各種学校の生徒(ただし、教育基本法に定める義務教育を終了した方に限ります。)

ご注意 お子さま2名以上を補償の対象とする場合は、それぞれ個別にご契約 いただく必要があります。

選べるオプション

こんなときに補償します。

熱中症危険補償特約

●クラブ活動中に熱中症で倒れた。など



個人賠償責任危険補償特約

●キャッチボールで他人の家のガラスを割ってしまった。



携行品損害補償特約

●クラブ活動中にテニスラケットを折ってしまった。

救援者費用等補償特約

特定感染症危険補償特約

お子さま向けプランの保険料例(下記の全てのタイプに熱中症危険補償特約が付帯されています)

(保険期間:1年)

		タイプK	タイプM	タイプM	タイプQ
	被保険者	幼稚園	小学校3年生	小学校6年生	中学校3年生
	死亡·後遺障害	200万円	300万円	300万円	500万円
傷	入院日額	2,000円	3,000円	3,000円	4,500円
	通院日額	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
書	介護保険金	120万円	120万円	120万円	120万円
	被害事故補償	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	救援者費用		100万円	100万円	200万円
	育英費用	500万円	500万円	500万円	1,000万円
	学業費用		学資費用 100万円 進学費用 100万円 (支払対象期間 4年)	学資費用 100万円 進学費用 100万円 (支払対象期間 1年)	学資費用 100万円 進学費用 100万円 (支払対象期間 1年)
	携行品損害				20万円
	月払保険料	1,060円	1,820円	1,660円	2,660円

※上記プランは一例です。詳細は取扱代理店または弊社までご照会ください。 ※学業費用の支払対象期間は在籍する学校を卒業するまでとなります。

お支払いする保険金について

●「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のないときは被保険者の法定相続人)にお支払いします。ただし、同一保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。	①故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または 闘争行為によるケガ ②無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用し ての運転によるケガ ③脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波に よるケガ
後遺障害 保険金	事故によるケガのため、事故発生日からその 日を含めて180日以内に身体に後遺障害が 生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。ただし、保険期間(保険のご契約期間)を通じ死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度ごとに死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	⑤戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによるケガ ⑥山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動によるケガ
入院保険金	事故によるケガのため、入院された場合	事故発生日からその日を含めて1,000日以 内の入院日数1日につき、入院保険金日額 をお支払いします。	(注1)「山岳登はん」とは、ピッケル、アイゼン、 ザイル、ハンマー等の登山用具を使用す るもの、ロッククライミング(フリークラ
手術保険金	事故によるケガの治療のために、事故発生日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合	次の額をお支払いします。ただし、1事故に起 因する傷害について1回の手術に限ります。 ①入院中に受けた手術:入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術:入院保険金日額×5	イミングを含みます。) をいいます。 (注2) 航空機にはグライダーおよび飛行船を 含みません。 (注3) 「超軽量動力機」とは、モーターハング グライダー、マイクロライト機、ウルトラ
通院保険金	事故によるケガのため、通院(病院または 診療所に通い、または往診により治療を受けることをいいます。)された場合	事故発生日からその日を含めて1,000日以 内の通院日数1日につき、90日を限度とし て通院保険金日額をお支払いします。	ライト機等をいい、パラシュート型超軽 量動力機(パラプレーン等をいいます。) を含みません。 の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の
介護保険金	事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じ、医師の診断により約款に規定する要介護状態と認められた場合	事故発生日から181日目以降の要介護期間に対して、要介護状態であるかぎり、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。 (要介護期間に端日数がある場合は、日割計算します。)	医療処置によるケガ ⑧頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その 他の症状を訴えている場合でも、それを裏付け るに足りる医学的他覚所見のないもの など
被害事故補償保険金	犯罪被害による事故(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故)またはひき逃げによる事故のため、死亡または重度の後遺障害を被った場合	逸失利益や精神的損害等の実際の損害額 (普通保険約款に規定する算定基準によります。)から、次の項目がある場合には、その金額を差し引き、1回の事故につき、被害事故補償保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険(共済)からの給付 ③加害者等から取得した賠償金 ④労働者災害補償制度による給付 ⑤犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律からの給付 ⑥その他同種の保険(共済)からの給付	① 故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ③ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる事故 ④ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑤ 被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する事故 (1)被保険者の配偶者 (2)被保険者の配偶者 (3)被保険者の直系血族 (3)被保険者の同居の親族

特約(オプション)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
天災危険 補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (随伴して生じた事故またはこれらに伴う 秩序の混乱に基づいて生じた事故を含みま す。)によりケガを負い、上記の「保険金を お支払いする場合」に該当するとき(被害事 故補償保険金を除きます。)	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、 手術保険金、通院保険金、介護保険金をお 支払いします。	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術 保険金、通院保険金、介護保険金に同じ。 ただし、天災危険補償特約については④を除き ます。	
熱中症危険 補償特約	日射または熱射により身体に障害を負い、 上記の「保険金をお支払いする場合」に該当 するとき(被害事故補償保険金を除きます。)			
特定感染症危険 補償特約 (葬祭費用補償)		後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の「お支払いする保険金」に準じてお支払いします。 被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。 染症の予防及び感染症の患者に対する医療に類までの感染症で、具体的には次のとおりです。	①故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または 闘争行為による発病 ②戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる 発病 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波に よる発病 ④新規にご契約される場合、保険期間の開始日 からその日を含めて10日以内の発病 など	
	病、ラッサ熱、急性灰白随炎、結核、ジフ	、・・		

特約	り(オプション)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 危険補償特約		被保険者およびそのご家族が、国内・国外を問わず次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者およびそのご家族の日常生活に起因する偶然な事故	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、保険金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。なお、日本国内において発生した賠償事故については「示談交渉サービス」がご利用いただけます。 ※2 他の保険契約等から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	① 故意、暴行、殴打による損害賠償責任 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波に よって被った損害賠償責任 ③ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ④ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる 損害賠償責任 ⑤ 同居の親族に対する損害賠償責任 ⑥ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦ 自動車、航空機、船舶、銃器の所有、使用また は管理に起因する損害賠償責任 ⑧ 他人から借りたり、預かったりした物に生じた 損害賠償責任
7	ールインワン・?ルバトロス :用補償特約	日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技(注)中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 (注)「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度に、慣習上負担する次の費用をお支払いします。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、有価証券、商品券などは除きます。) ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 など	①ゴルフの競技または指導を職業としている者の行ったホールインワン・アルバトロス②ゴルフ場の経営者あるいは従業員がそのゴルフ場で行ったホールインワン・アルバトロス③日本国外でのホールインワン・アルバトロスなど
ł	隽行品損害 補償特約	外出中に偶然な事故により、被保険者が所有し携行する身の回り品(携行品)に損害が生じた場合 ※次のものは携行品に含まれませんのでご注意ください。 ①船舶、航空機、自動車、バイク、ゴーカート②自転車、サーフボード、ラジコン模型 ③携帯電話、ノート型パソコン、携帯式通信機器 ④義歯、コンタクトレンズ、眼鏡⑤動物、植物⑥手形、印紙、切手 ⑦預金証書、クレジットカード など	被害物の時価(注)を基準に算定した損害額から自己負担額(1事故につき3,000円)を控除した額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。また、長期保険特約をセットされる場合は保険年度ごとに携行品損害の保険金額を限度とします。 (注)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます。 ※1個、1組または1対のものについては各々10万円、現金・乗車券・宿泊券などについては合計して5万円を限度とします。	① 故意または重大な過失による事故 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ③ ねずみ食い、虫食い ④ 自然の消耗または性質による変質・変色、欠陥 ⑤機能に支障なき擦傷・塗料のはがれ等 ⑥電気的・機械的事故、置き忘れまたは紛失 など
救援者費用等補償特約		次のいずれかに該当したとき ①被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合 ③急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などにより確認された場合 ④被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅外において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合	保険契約者、被保険者またはその親族の方が支出した次の費用をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は保険期間を通じて救援者費用保険金額が限度となります。 ①捜索救助費用 ②現地(注)に赴く被保険者の親族の交通費 (2名分まで)、現地(注)でのホテル客室料 (2名分までかつ1名につき14日分まで) ③現地(注)からの移送費用 ④諸雑費(国外20万円、国内3万円限度) (注)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術 保険金、通院保険金、介護保険金に同じ。
	育英費用補償特約	「被保険者(補償の対象となる方)の扶養者」が、事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)または重度後遺障害が生じたために、被保険	育英費用保険金額の全額をお支払いします。	①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金 受取人の故意または重大な過失によるケガ ②扶養者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によ るケガ ③扶養者の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等
お子さま向けプランの特約	学業費用補償特約	者が扶養者に扶養されなくなった場合	(学資費用保険金) 被保険者ご自身が支払対象期間中(注)に学 資費用(授業料等の学校に納付する費用で 在学期間中に毎年必要な費用)を負担した 場合に、支払対象期間中(注)の支払年度ご とに学資費用保険金額を限度として、負担 した学資費用の実額をお支払いします。 (進学費用保険金) 被保険者ご自身が支払対象期間中(注)に進 学費用(進学する学校に納付する費用のう ち、入学金や納付が義務付けられている学 資費用以外の費用)を負担した場合に、支払 対象期間(注)を通じて進学費用保険金額を 限度として、負担した進学費用の実額をお 支払いします。 (注)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不 能状態となった日の翌日から学業費用 をお支払いする期間の終期までをいい ます。	を使用しての運転によるケガ ②扶養者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ③妊娠、出産、流産または外科的手術その他の 医療処置によるケガ ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波に よるケガ ⑦戦争(テロ行為を除きます。)、暴動、核燃料物 質の有害な特性などによるケガ ③扶養者が死亡または重度後遺障害の状態と なったときに、被保険者を扶養していない場合 など

5

交通傷害に限定したご契約で補償されるケガ

- 運行中の交通乗用具(自動車、自転車、原動機付自転車、 電車、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、車いす、 シニアカーなど)との衝突、接触などによるケガ
- ●運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故によるケガ
- ●乗客として駅構内(改札口の内側)にいる間の事故による ケガ
- ■道路通行中に、工作用自動車と衝突・接触したことなどに よるケガ など
- ※交通事故傷害危険のみ補償特約を付帯してお引き受けします。

職種級別表

職種級別A級

B級以外の方

職種級別B級

農林業作業者、 漁業作業者、 採鉱·採石作業者、

自動車運転者(助手を含む)、 木・竹・草・つる製品製造作業者。

建設作業者

交通傷害に限定した契約に加入しましたが、 自転車運転中の事故によるケガは補償されますか?

補償されます。 Α

なお、自転車運転中の事故により他人にケガをさせてしまったときは、個人賠償 責任危険補償特約により損害賠償金などを補償します。

ゴルフプレー中の事故も補償されますか?

以下の特約の組み合わせにより補償されます。 ・ゴルフプレー中のご自身のケガ ▶基本補償

打ったボールを他人にぶつけてしまった■個人賠償責任危険補償特約

・ゴルフ用品の破損・盗難 ▶携行品損害補償特約

・ホールインワンを達成した ▶ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

海外旅行や留学中のケガも補償されますか?

補償されます。

なお、海外の高額な治療費と現地での急病にそなえて「海外旅行保険」 もあわせてご契約されることをおすすめします。



ご契約の隙のご注意

①保険会社に危険に関する重要な事項を申し出ていただく義務(告知義務)

申込書に★が付された事項に事実と異なる記載をした場合や事実を記載しない場合は、 ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできない ことがありますのでご注意ください。

②死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てくだ さい。指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。同意のないまま にご契約をされた場合、保険契約は無効となります。

③保険契約の無効について

上記②のほか、ご契約の際、次の事実がある場合は、保険契約は無効となります。

●保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得 させる目的をもって保険契約を締結した場合

④死亡保険金額の上限額について

以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額の上限額は、 他の保険契約等と合算して、被保険者1名あたり、1,000万円となりますのでご注意 ください。

ア被保険者の年齢が保険期間開始時点で満15歳未満の場合

イ.契約者と被保険者が異なり、かつ被保険者の同意がない場合

また、家族特約付契約の場合、被保険者本人の配偶者および親族のご契約いただ ける死亡・後遺障害保険金額については、ご契約条件にかかわらず、他の保険契約 などと合算して、被保険者1名あたり1,000万円となります。

「製約後のご注意

①保険証券

保険証券が、1か月以上経過しても届かない場合は、お手数ながら弊社へご照会くだ さいますようお願いいたします。

②ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務(通知義務) ご契約後、契約内容に次の変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または弊社 にご連絡ください。ご連絡がない場合は、変更の後に生じた事故については、保険金 の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●被保険者ご本人の職業・職務を変更された場合

その他、通知義務ではありませんが、ご契約者の住所を変更された場合にも取扱代理 店または弊社までご連絡ください。

〔ご家族向けブランについて〕

ご親族それぞれの方のお名前について、申込書への記入は不要です。

(お子さま向けプランについて)

申込書被保険者欄に記入されたお子さまが補償の対象となります。

お子さま2名以上を補償の対象とする場合は、それぞれ個別にご契約いただく必要が あります。

[個人賠償責任危険補償特約について]

ご本人またはご親族が、この特約を付帯した保険契約を既にご契約されている場合、 補償が重複することがありますのでご注意ください。

万一事故がおこったときは…

●事故の通知

この保険で補償される事故が 生じた場合には、すみやかに取 扱代理店または弊社に事故の 内容および保険証券番号など をご連絡ください。事故発生日 から30日以内にご連絡がない と、保険金の全額または一部を お支払いできないことがありま すので特にご注意ください。

2 弊社にご相談いただきたいこと

賠償責任を補償する特約の事故の場合、損害賠償 責任の全部または一部を承認しようとするときは、 必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承 認がないまま被害者に対して損害賠償額を承認さ れた場合には、保険金を削減してお支払いする場 合がありますのでご注意ください。なお、日本国内 において発生した賠償事故については「示談交渉 サービス」がご利用いただけます。詳細につきまし ては、取扱代理店または弊社までご照会ください。

代理請求人制度

この保険には、高度障害状態などの事情に より被保険者が保険金を請求できない場 合で、かつ、保険金のお支払いを受けるそ の被保険者の代理人がいないときに、その 被保険者と同居する配偶者の方などがそ の事情を示す書類をもってその旨を弊社に 申し出て、弊社の承認を得たうえで、その被 保険者の代理人として保険金を請求するこ とができる代理請求人制度があります。

朝日火災 あんしんダイヤル

事故の受付は、朝日火災あんしんダイヤル または取扱代理店へご連絡ください。

oo 0120-120-555

受付時間:24時間 365日

- ●この保険は、引受保険会社が経営破綻した場合等には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも、保険業法の規定に基づき、保険金、解約 返れい金等のお支払いは一部削減される場合があります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧いただくか、取扱代理店または弊社までご照会ください。
- ●弊社は、保険契約に関する個人情報を、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、 業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧いただくか、取扱代理店または弊社までご照会ください。
- ●保険料お支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- ●このパンフレットは「傷害総合保険」の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら 取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくは「ご契約のしおり」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。また、ご契約者と被保険者が異なる 場合はこのパンフレットの内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理 業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。



朝日火災海上保険株式会社

●お問い合わせ先

〒101-8655 東京都干代田区神田美土代町7番地 TEL03-3294-2111(大代表)

218114 cp13-82(傷) 2014/2 30,000(MCK)

ホームページアドレス http://www.asahikasai.co.jp/